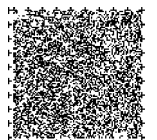


資料編

- 1 統計情報
- 2 策定経過
- 3 用語解説集



1

統計情報

住民基本台帳人口の推移

各年4月1日現在

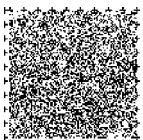
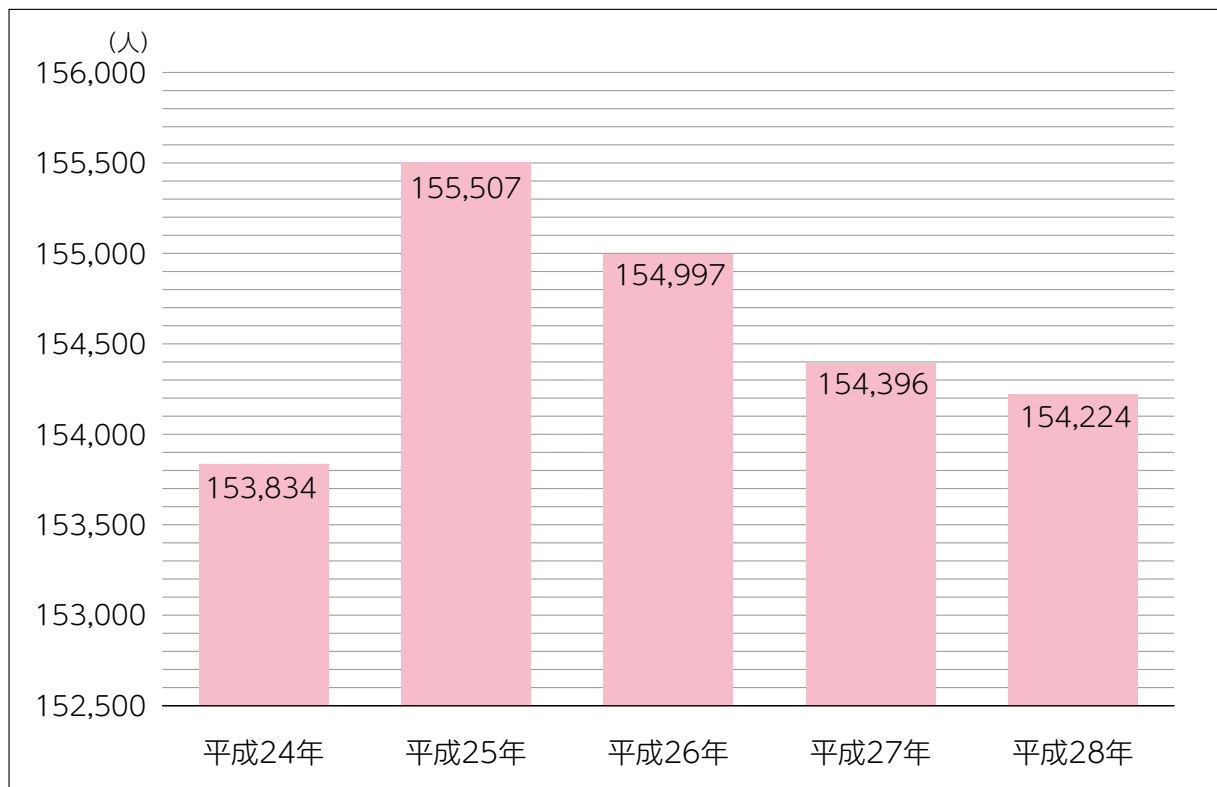
年次	世帯数	人 口			前年との比較	
		総 数	男	女	実数	増加率(%)
平成24年	60,068	153,834	77,052	76,782	△580	△0.4
平成25年	61,578	155,507	77,764	77,743	1,673	1.1
平成26年	62,251	154,997	77,552	77,445	△510	△0.3
平成27年	62,806	154,396	77,168	77,228	△601	△0.4
平成28年	63,661	154,224	77,057	77,167	△172	△0.1

注) 平成24年は外国人(2,045人)を除く。

注) 平成25年以降は住民基本台帳法の改正のため外国人を含む。

資料：市民課(総合窓口)

住民基本台帳人口



人口の動態

年 度	自然動態			社会動態			婚姻 (件)	離婚 (件)
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減		
平成23年度	1,058	1,292	△234	5,513	5,962	△449	1,543	414
平成24年度	1,044	1,300	△256	5,666	5,782	△116	1,624	416
平成25年度	1,036	1,304	△268	5,491	5,733	△242	1,551	421
平成26年度	988	1,368	△380	5,385	5,606	△221	1,586	369
平成27年度	1,032	1,394	△362	5,737	5,547	190	1,542	362

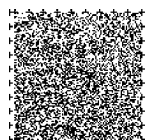
注) 外国人を含む。 資料：市民課（総合窓口）

国勢調査による人口の推移

各年10月1日現在

年 次	地 域	世帯数	人 口		
			総 数	男	女
平成17年	旧久喜市	26,133	72,522	36,441	36,081
	旧菖蒲町	6,911	21,425	10,837	10,588
	旧栗橋町	8,824	26,675	13,234	13,441
	旧鷲宮町	11,998	34,062	16,930	17,132
	全 体	53,866	154,684	77,442	77,242
平成22年	久喜地区	26,951	70,460	35,210	35,250
	菖蒲地区	7,075	20,355	10,337	10,018
	栗橋地区	9,333	26,735	13,265	13,470
	鷲宮地区	13,879	36,760	18,363	18,397
	全 体	57,238	154,310	77,175	77,135
平成27年	久喜地区	27,261	68,142	33,982	34,160
	菖蒲地区	7,259	19,636	9,960	9,676
	栗橋地区	9,793	26,610	13,207	13,403
	鷲宮地区	14,769	37,923	18,844	19,079
	全 体	59,082	152,311	75,993	76,318

資料：国勢調査

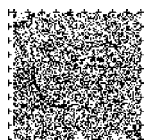
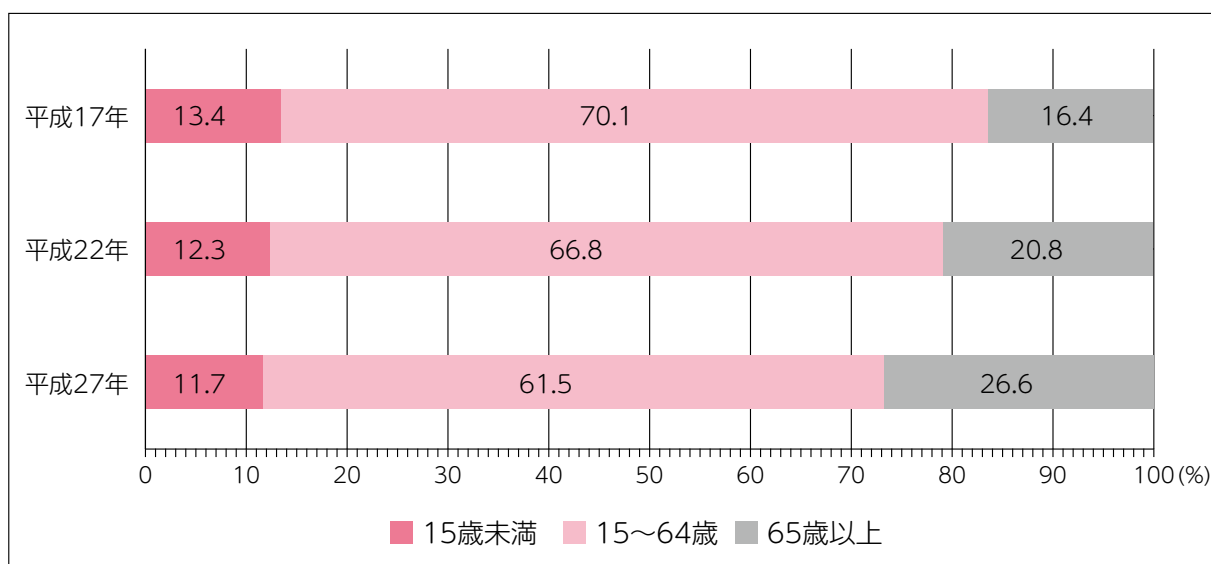


年齢別人口（年少人口・生産年齢人口・老年人口）

各年10月1日

年次	地域	年齢別人口				年齢別人口割合（%）		
		総数	15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上
平成17年	旧久喜市	72,522	9,797	51,009	11,715	13.5	70.3	16.2
	旧菖蒲町	21,425	2,513	14,801	4,105	11.7	69.1	19.2
	旧栗橋町	26,675	3,912	18,004	4,715	14.7	67.5	17.7
	旧鷲宮町	34,062	4,572	24,694	4,793	13.4	72.5	14.1
	全体	154,684	20,794	108,508	25,328	13.4	70.1	16.4
平成22年	久喜地区	70,460	8,475	47,046	14,785	12.1	66.9	21.0
	菖蒲地区	20,355	2,133	13,410	4,803	10.5	65.9	23.6
	栗橋地区	26,735	3,574	17,376	5,766	13.4	65.0	21.6
	鷲宮地区	36,760	4,827	25,123	6,713	13.2	68.5	18.3
	全体	154,310	19,009	102,955	32,067	12.3	66.8	20.8
平成27年	久喜地区	68,142	7,456	42,403	18,180	10.9	62.2	26.7
	菖蒲地区	19,636	2,009	11,538	6,051	10.2	58.8	30.8
	栗橋地区	26,610	3,205	16,251	7,133	12.0	61.1	26.8
	鷲宮地区	37,923	5,148	23,480	9,225	13.6	61.9	24.3
	全体	152,311	17,818	93,672	40,589	11.7	61.5	26.6

注) 総数には「不詳」も含む。 資料：国勢調査



高齢者の割合

各年10月1日現在

年次	人数			割合(%)		
	65歳以上 (65～74歳)	75歳以上 (75～84歳)	85歳以上	65歳以上 (65～74歳)	75歳以上 (75～84歳)	85歳以上
平成17年	25,328 (15,314)	10,014 (7,720)	2,294	16.4 (9.9)	6.5 (5.0)	1.5
平成22年	32,067 (19,254)	12,813 (9,778)	3,035	20.8 (12.5)	8.3 (6.3)	2.0
平成27年	40,589 (24,095)	16,494 (12,353)	4,141	26.6 (15.8)	10.8 (8.1)	2.7

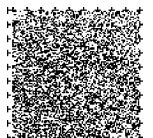
資料：国勢調査

高齢者単身世帯数

各年10月1日現在

年次	世帯数		
	65歳以上 (65歳～74歳)	75歳以上 (75歳～84歳)	85歳以上
平成17年	2,541 (1,445)	1,096 (902)	194
平成22年	3,825 (2,124)	1,701 (1,346)	355
平成27年	5,347 (2,872)	2,475 (1,899)	576

資料：国勢調査

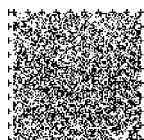
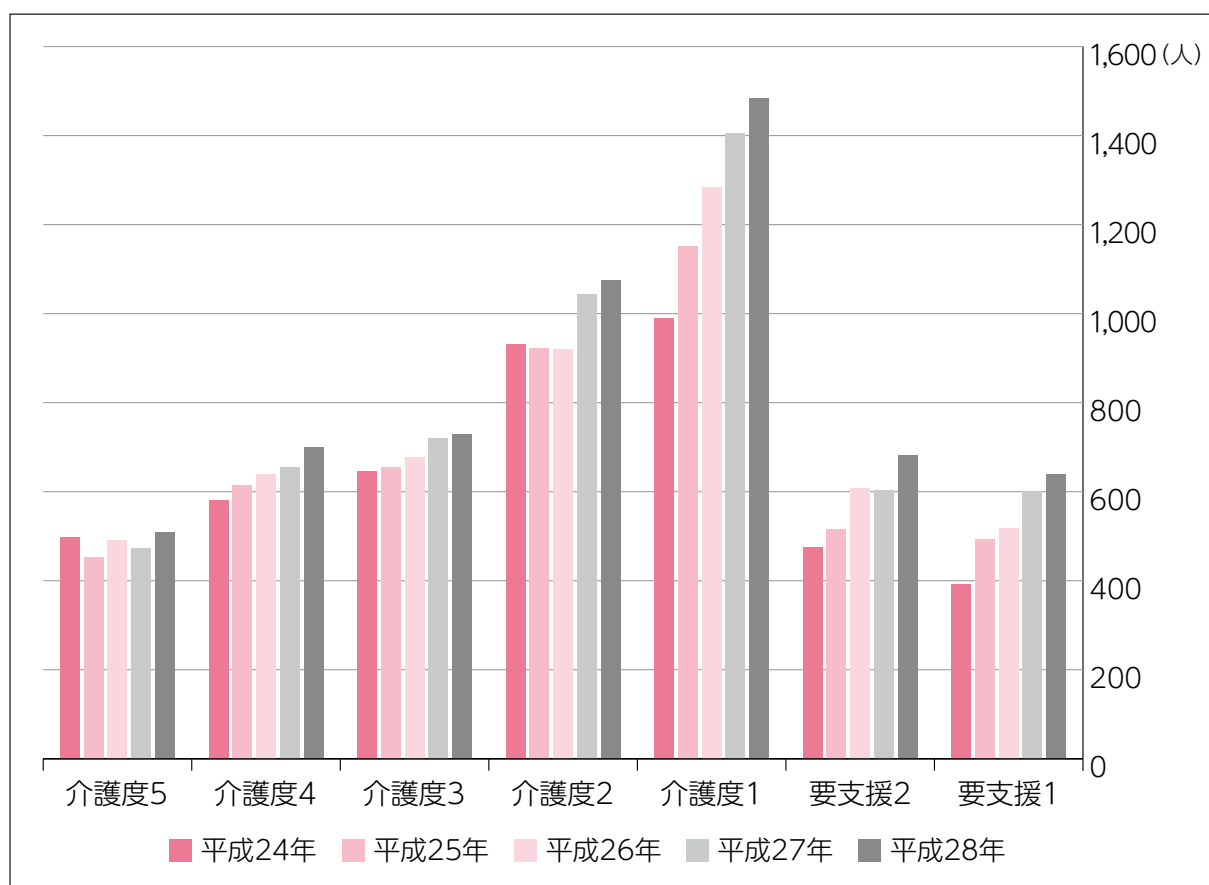


要介護認定者数

各年3月31日現在（単位：人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
介護度5	497	452	491	474	509
介護度4	580	614	640	655	699
介護度3	645	655	677	719	729
介護度2	932	923	921	1,044	1,074
介護度1	990	1,151	1,284	1,405	1,484
要支援2	475	516	607	603	681
要支援1	392	492	517	601	640
合計	4,511	4,803	5,137	5,501	5,816

資料：介護福祉課

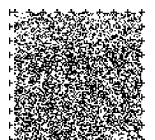


身体障害者手帳交付者数

各年4月1日（単位：人）

年次	総数	視覚	平衡機能・聴覚	音声言語機能・そしやく機能	肢体不自由	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱機能・直腸機能	小腸機能	免疫	肝臓
平成24年	4,512	287	341	58	2,548	615	387	58	196	1	17	4
平成25年	4,407	267	336	51	2,480	619	391	49	190	2	18	4
平成26年	4,488	270	341	51	2,528	654	382	51	186	2	18	5
平成27年	4,487	279	351	46	2,485	673	390	49	187	2	20	5
平成28年	4,485	267	353	49	2,440	696	401	46	204	3	21	5

資料：障がい者福祉課



療育手帳交付状況

各年4月1日（単位：人）

年次	総数	重度		中度	軽度
		㊤	A	B	C
平成24年	929 (279)	208 (44)	234 (62)	270 (60)	217 (113)
平成25年	968 (288)	213 (45)	228 (54)	280 (59)	247 (130)
平成26年	1,000 (292)	222 (47)	229 (50)	292 (62)	257 (133)
平成27年	1,028 (282)	216 (38)	240 (58)	301 (57)	271 (129)
平成28年	1,066 (277)	225 (39)	236 (54)	315 (61)	290 (123)

注) () 内は18歳未満の再掲

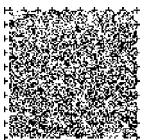
資料：障がい者福祉課

精神障害者保健福祉手帳交付状況

各年4月1日現在（単位：人）

年次	総数	1級	2級	3級
平成24年	769	84	473	212
平成25年	862	94	557	211
平成26年	917	101	582	234
平成27年	1,007	115	629	263
平成28年	1,057	114	663	280

資料：障がい者福祉課



高齢者虐待防止法に基づく対応状況

(平成27年度)

1. 相談・通報受理件数 45件

	相談・通報者	件数
1	介護支援専門員・介護保険事業所職員	7
2	近隣住民・知人	1
3	民生委員・児童委員	2
4	被虐待者本人	10
5	家族・親族	4
6	虐待者自身	1
7	行政職員	6
8	警察	10
9	その他	4

注) 重複あり

2. 事実確認調査を行った事例 43件

	事実確認調査の結果	件数
1	虐待を受けた。または、受けたと思われたと判断した事例	30
2	虐待ではないと判断した事例	10
3	虐待の判断に至らなかった事例	3

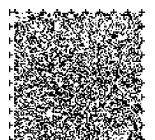
【事実確認調査を行わなかった事例】

- 相談・通報を受理した段階で明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例 0件
- 相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している。または、事実確認調査の要否を検討中の事例 0件

3. 事実確認調査の結果、虐待を受けた、または受けたと思われたと判断した事例(30件)の状況

(1) 被虐待者の性別 (件)

1	男性	6
2	女性	24
合計		30



(2) 被虐待者の年齢 (件)

1	65歳～69歳	5
2	70歳～74歳	2
3	75歳～79歳	6
4	80歳～84歳	6
5	85歳～89歳	7
6	90歳以上	4
7	不明	0
合計		30

(3) 虐待の種別・類型 (件)

1	身体的虐待	25
2	介護・世話の放棄、放任	2
3	心理的虐待	16
4	性的虐待	0
5	経済的虐待	3
合計		46

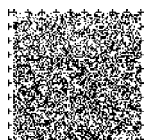
注) 重複あり

(4) 被虐待者から見た虐待者の続柄 (件)

1	夫	12
2	妻	2
3	息子	11
4	娘	1
5	息子の配偶者(嫁)	0
6	娘の配偶者(婿)	4
7	兄弟姉妹	0
8	孫	1
9	その他	1
合計		32

注) 重複あり

資料：介護福祉課



障がい者虐待相談件数

虐待の種類別

(件)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
身体的虐待	1	2	1	5
心理的虐待	1	3	2	1
性的虐待	0	0	0	0
ネグレクト	0	0	0	1
経済的虐待	0	0	0	0
合 計	2	5	3	7

資料：障がい者福祉課

児童虐待取扱い件数

虐待の種類別

(件)

年 次	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
身体的虐待	7	10	8	6	5
心理的虐待	14	17	13	9	5
性的虐待	3	1	0	1	1
ネグレクト	25	20	20	20	19
合 計	49	48	41	36	30

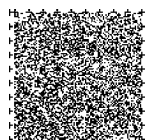
資料：子育て支援課

生活保護受給世帯数

各年4月1日 (単位：世帯)

区分	高齢	母子	障がい	傷病	その他	合計	保護率 (%)
平成24年	382	73	114	240	168	977	0.93
平成25年	427	70	127	224	209	1,057	1.01
平成26年	471	63	127	214	222	1,097	1.04
平成27年	507	60	121	223	228	1,139	1.07
平成28年	545	66	140	190	226	1,167	1.08

資料：社会福祉課

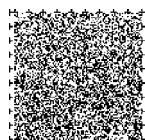


年齢（各歳）男女別人口

10月1日現在（単位：人）

年次	年齢別	総数	男	女
平成27年	0～4歳	5,273	2,643	2,630
	5～9歳	6,097	3,170	2,927
	10～14歳	6,448	3,263	3,185
	15～19歳	6,992	3,614	3,378
	20～24歳	7,538	3,897	3,641
	25～29歳	7,403	3,816	3,587
	30～34歳	8,368	4,284	4,084
	35～39歳	9,889	5,171	4,718
	40～44歳	11,825	6,239	5,586
	45～49歳	10,035	5,171	4,864
	50～54歳	9,620	4,762	4,858
	55～59歳	9,885	4,886	4,999
	60～64歳	12,117	6,019	6,098
	65～69歳	13,772	6,796	6,976
	70～74歳	10,323	5,121	5,202
	75～79歳	7,456	3,571	3,885
	80～84歳	4,897	2,158	2,739
	85～89歳	2,719	916	1,803
	90～94歳	1,100	294	806
	95～99歳	282	53	229
100歳以上	40	4	36	
不詳	232	145	87	
合計	152,311	75,993	76,318	

資料：国勢調査



各種地域活動団体等

◎民生委員・児童委員（平成28年8月1日現在）

資料：社会福祉課

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
271	129	43	46	53

◎単位老人クラブ団体数（平成27年度実績）

資料：社会福祉課

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
85	31	20	18	16

◎単位老人クラブ会員数（平成27年度実績）

資料：社会福祉課

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
3,194	1,155	687	783	569

◎市内認証NPO法人数

資料：埼玉県ホームページ

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
35	23	2	5	5

◎登録ボランティアグループ（平成28年4月現在）

資料：社協

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
81	46	20	7	8

◎ふれあい・いきいきサロン（平成28年4月現在）

資料：社協

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
44	18	7	7	12

◎地区コミュニティ協議会数（平成28年8月末現在）

資料：自治振興課

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
11	6	0	0	5

◎行政区数（平成28年4月1日現在）

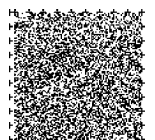
資料：自治振興課

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
260	124	34	46	56

◎自主防災組織数（平成28年4月1日現在）

資料：消防防災課

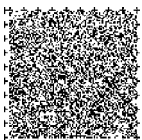
全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
141	53	15	32	41



2

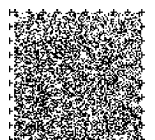
策定経過

年 月 日	主 な 内 容
平成27年 5月25日	第1回健康福祉推進委員会開催 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画策定スケジュールについて ・地域福祉に関するアンケートの実施について ・地域福祉推進のためのワークショップの実施について
平成27年 5月26日	久喜市社会福祉協議会理事会開催 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画策定及びワークショップの開催について
平成27年 6月1日	第1回地域福祉活動計画策定推進会議開催 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画策定スケジュールについて
平成27年 6月10日～ 7月8日	地域福祉推進のためのワークショップ実施 市内19か所（概ね小学校区ごと） 市民参加人数 335人 職員参加述べ人数（社協：130人 市：42人）
平成27年 6月13日～ 7月13日	地域福祉に関するアンケート調査実施 20歳以上の市民2,000人（無作為抽出） 回収率 54.9%
平成27年 6月17日～ 7月16日	地域福祉に関するアンケート調査（高校生）実施 市内に所在の高等学校（5校）に通学している高校生660人 回収率 100%
平成27年 9月29日	地域福祉推進のための専門職ワークショップ実施 市内1か所（専門職の集まる学習会） 参加人数 56人
平成27年 10月14日	第2回地域福祉活動計画策定推進会議開催 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況について ・アンケート調査・ワークショップ実施報告
平成27年 10月20日	第2回健康福祉推進委員会開催 ・諮問 ・アンケート調査結果報告について ・ワークショップ結果報告について ・計画の基本的な枠組みについて
平成27年 12月10日	久喜市社会福祉協議会理事会開催 ・地域福祉推進のためのワークショップ実施報告
平成27年 12月18日	第1回久喜市地域福祉総合計画庁内推進会議作業部会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけについて ・策定スケジュールについて ・課題のとりまとめ
平成28年 1月29日	第3回地域福祉活動計画策定推進会議開催 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に向けて
平成28年 2月1日	第3回健康福祉推進委員会開催 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画（試案） 第1章・第2章・第3章について



年 月 日	主 な 内 容
平成28年 2月18日	第2回久喜市地域福祉総合計画庁内推進会議作業部会 ・（仮称）第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画（試案）について
平成28年 3月22日	久喜市社会福祉協議会理事会開催 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の進捗状況報告
平成28年 3月29日	第4回健康福祉推進委員会開催 ・（仮称）地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）の作成について
平成28年 6月23日	第1回地域福祉活動計画策定推進会議開催 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況について ・第2次計画の策定に向けて
平成28年 7月19日	第1回健康福祉推進委員会開催 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について ・パブリックコメントの実施について
平成28年 7月29日～ 8月28日	パブリックコメント（市民意見提出制度）実施 ・市民参加コーナー等配架 ・ホームページ掲載
平成28年 8月4日	第2回地域福祉活動計画策定推進会議開催 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況について
平成28年 9月9日	第2回健康福祉推進委員会開催 ・パブリックコメント実施結果について ・答申（案）について
平成28年 10月19日	第3回健康福祉推進委員会開催 ・第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について ・答申（案）について ・答申
平成28年 12月20日	久喜市議会 平成28年11月定例会 原案可決

※ 平成27年12月18日及び平成28年2月18日の主な内容に記載があります「久喜市地域福祉総合計画庁内推進会議作業部会」は、平成28年4月1日から「久喜市地域福祉計画推進会議作業部会」に名称を変更しました。

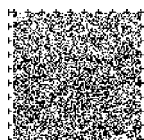


久喜市健康福祉推進委員会委員

◎会長 ○副会長（50音順）

氏名	選出団体等
枝 重 雄	公募による市民
○ 大 熊 由里子	久喜市民生委員・児童委員協議会
奥 澤 保 平	久喜地区区長会
久 保 たち子	久喜市社会教育委員
◎ 櫻 井 邦 夫	高崎健康福祉大学非常勤講師
中 繁 秀 基	久喜市社会福祉協議会
長 島 一 枝	久喜市母子愛育連合会
不 破 朝 子	公募による市民
森 木 真 奈	公募による市民
吉 田 信 一	久喜市医師会

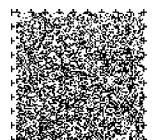
（委嘱期間 平成26年11月1日～平成28年10月31日）



社会福祉法人久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定推進会議 委員

◎委員長 ○副委員長（50音順）

氏名	選出団体等	委嘱期間
阿部俊郎	社会福祉法人久喜市社会福祉協議会	平成25年3月7日～ 平成28年6月30日
池並雪枝	社会福祉法人啓和会	平成25年3月7日～ 平成27年11月5日
大久保康文	久喜市民生委員・児童委員協議会	平成25年3月7日～ 平成28年6月30日
奥田勝好	親和会久喜支部・わかちあいる一む	平成25年3月7日～ 平成30年6月30日
押田憲一郎	久喜市菖蒲町身体障害者福祉会	平成25年3月7日～ 平成30年6月30日
鎌田恵子	久喜市菖蒲手をつなぐ親の会	平成25年3月7日～ 平成30年6月30日
鈴木弘道	久喜コミュニティ推進協議会	平成25年3月7日～ 平成30年6月30日
武井久也	NPO法人障害者による障害者の自立支援センター湧くわく探検隊	平成25年3月7日～ 平成30年6月30日
角田悦子	社会福祉法人久喜市社会福祉協議会	平成28年7月1日～ 平成30年6月30日
◎松沼精治	社会福祉法人久喜市社会福祉協議会	平成25年3月7日～ 平成30年6月30日
三崎三男	久喜市民生委員・児童委員協議会	平成28年7月1日～ 平成30年6月30日
○吉水美智子	久喜市ボランティア団体協議会	平成25年3月7日～ 平成30年6月30日



社会福祉法（抜粋）

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

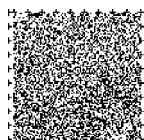
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- （1） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- （1） 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- （2） 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- （3） 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- （4） 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業（以下略）



久喜市総合福祉条例（抜粋）

平成22年3月23日 条例第10号

（総合計画の策定）

第9条 市長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画を基本に、市の健康福祉施策の推進に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 総合計画は、高齢者、障がい者、児童等に関する個別計画との整合性を図りながら、福祉、保健、医療及び市民の生活関連分野（雇用、環境、交通、まちづくり、住宅等）との相互の連携のもとに策定するものとする。

3 総合計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 健康福祉施策の基本方針及び基本計画
- （2） 施策の体系、数値目標その他の健康福祉施策実現のための方策
- （3） その他健康福祉施策に関し重要な事項

（総合計画の策定手続）

第10条 市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、総合計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第35条に規定する久喜市健康福祉推進委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前3項の規定は、総合計画の見直しについても準用する。

（健康福祉推進委員会）

第35条 この条例による健康福祉施策の推進を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、久喜市健康福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を掌る。

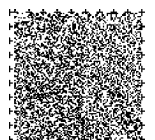
- （1） 市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議すること。
- （2） 健康福祉施策の推進に係る事項について調査し、市長に必要な意見を述べること。

3 推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、公募による市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前項までに定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。



久喜市健康福祉推進委員会規則

平成22年3月23日 規則第71号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市総合福祉条例（平成22年久喜市条例第110号。以下「条例」という。）第35条第6項の規定に基づき、久喜市健康福祉推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、第1回目の会議は市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

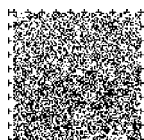
第4条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。



久喜市地域福祉計画推進会議設置要綱

平成22年12月9日告示第593号
 改正 平成23年11月30日告示第570号
 平成24年2月1日告示第36号
 平成25年3月21日告示第105号
 平成26年3月31日告示第198号
 平成28年3月29日告示第128号

(設置)

第1条 久喜市総合福祉条例（平成22年久喜市条例第110号）第9条に規定する市の健康福祉施策の推進に関する総合計画（以下「地域福祉計画」という。）について、関係課及び社会福祉法人久喜市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が連携して総合的かつ効果的に施策の推進を図るため、地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の施策の進行管理に関すること。
- (2) 地域福祉計画の施策の調査研究及び情報交換に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、福祉部長の職にある者を、副会長は福祉部副部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 別表に掲げる職にある者
- (2) 社会福祉協議会会長から推薦された社会福祉協議会職員
 (会長及び副会長)

第4条 会長は、推進会議の会務を総理し、推進会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

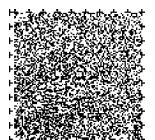
(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 地域福祉計画の作成について必要な調査、研究及び課題の整理をするほか、地域福祉に関する施策の推進のために必要な事項を協議するため、推進会議に作業部会を置く。



- 2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長及び副部会長は、推進会議の会長が福祉部の職員の中から指名する。
- 4 部会員は、次の者をもって充てる。
 - (1) 推進会議に属する関係各課のうち地域福祉の推進に直接関連する業務を所掌する関係課の所属長からそれぞれ推薦された職員
 - (2) 第3条第3項第2号に規定する推進会議委員から推薦された社会福祉協議会職員
- 5 部会長は、作業部会の会務を総理し、作業部会を代表する。
- 6 作業部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 7 部会長は、必要があるときは、作業部会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年11月30日告示第570号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年2月1日告示第36号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月21日告示第105号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第198号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

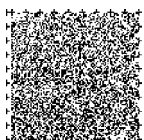
附 則 (平成28年3月29日告示第128号) 抄

(施行期日)

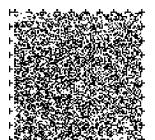
- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

総務部	人事課長
	企画政策課長
	人権推進課長
財政部	管財課長
市民部	自治振興課長
	生活安全課長
	消防防災課長



環境経済部	環境課長
	商工観光課長
福祉部	社会福祉課長
	障がい者福祉課長
	介護福祉課長
	子育て支援課長
	保育課長
健康増進部	健康医療課長
	中央保健センター所長
建設部	都市整備課長
	公園緑地課長
	建築審査課長
教育委員会	学務課長
	指導課長
	生涯学習課長
菖蒲総合支所	福祉課長
栗橋総合支所	福祉課長
鷺宮総合支所	福祉課長



社会福祉法人久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定推進会議 設置要綱

平成22年7月1日 要綱 第19号

(設置目的)

第1条 この要綱は、久喜市における地域福祉活動の充実・強化を計画的、効果的に推進するための地域福祉活動計画の策定や計画の推進状況の確認、評価を行うための久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定推進会議(以下「推進会議」という。)の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進状況の確認及び評価
- (3) その他計画の策定・推進に関する必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 福祉関係者及び保健医療関係者
- (3) 福祉に関するボランティア活動を目的とする団体に属する者
- (4) 学識経験者
- (5) その他会長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進会議の会務を総理し、会議の議長となる。

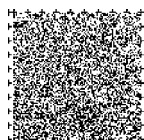
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



4 委員長は、必要に応じて会議の議事に関係のある委員以外の者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員長は、必要に応じて、第2条に掲げる所掌事項に関する事前の調査及び検討を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員長が定める事項について、調査・検討を行う。

(費用弁償)

第8条 推進会議における委員の費用弁償については、別に定めるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 委員長は、必要に応じて広く市民から意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 推進会議に出席した者は、会議で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(庶務)

第11条 推進会議の庶務は、協議会の地域福祉課地域支援係において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

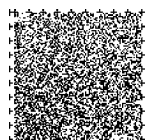
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

一部改正 平成24年3月30日 要綱 第18号

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

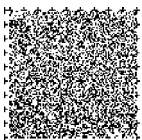
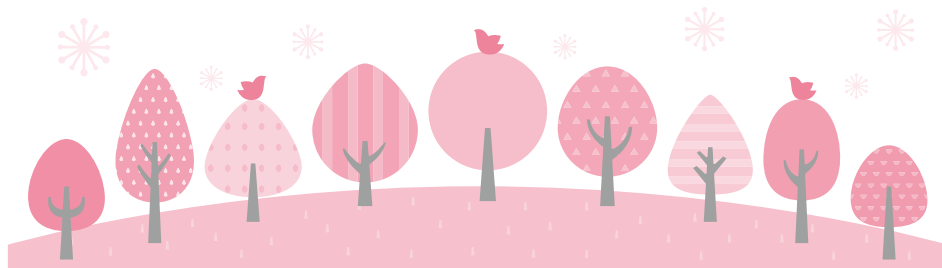
一部改正 平成25年3月29日 要綱 第17号



3

用語解説集

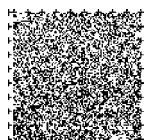
	用 語	内 容
あ 行	あんしんカード	ひとり暮らし高齢者等の日常生活上の安全確保を図るため、災害の発生や体調の変化等の緊急時に、救急出動を依頼する場合などに備えたカードの名称。玄関に設置するものと外出時に携帯できる携帯版がある。久喜市地域防災計画における「防災カード」として位置づけられている。
	いきいきデイサービス	会場に通いながら健康体操や趣味活動を行うことで、孤独感の解消や心身機能の維持向上を図り、要介護状態への進行を予防する。
	医療介護総合確保推進法	正式名称は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」。高齢化が進行する中で、社会保障制度を将来も維持していくために、医療・介護提供体制の構築や、医療・介護を対象とした新たな税制支援制度の確立、地域包括ケアシステムの構築などを行い、地域における医療と介護の総合的な確保を推進する。
	SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	SNSは、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるインターネットを利用した会員制サービス。
	NPO	民間非営利組織(Non-profit Organization)の略。営利を目的とせず地域などにおいてさまざまな社会的・公益的な活動を行っている団体。特定非営利活動促進法により設置された法人を特定非営利活動法人(NPO法人)という。



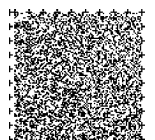
用 語		内 容
あ 行	おもいやり駐車場制度	公共施設のほか、車いす使用者駐車施設が設置されている民間施設を中心に、市がその施設管理者とおもいやり駐車場の看板設置などの利用協定を締結し、障がい者や妊産婦などのための優先駐車スペースの適正利用を推進する制度。久喜市では、平成23年10月からスタート。県内では川口市に次いで2番目。
	オレンジカフェ	認知症の人や家族をはじめ、地域に住んでいる人など、誰もが立ち寄ることができる場所のこと。
か 行	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護保険の介護支援サービス機能の要となる役割を担う者の職名を指し、ケアマネジャーという通称が用いられている。
	介護保険事業計画	介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために、国の基本指針に即して、市町村及び都道府県が定める計画をいう。計画は3年を一期として定める。
	介護保険制度	加齢に伴う心身の状態の変化などにより介護や支援が必要となった方に対し、その方の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス・福祉サービスに係る給付を行う制度。
	介護保険相談員	要介護認定または要支援認定を受けた被保険者並びにその家族の相談や苦情に対し、介護保険制度の円滑な運営に資するため、訪問活動を行う相談員。
	学習支援事業	生活保護や生活困窮の家庭の中学生、高校生の進学や学習の支援を行う。



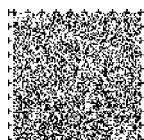
用 語		内 容
か 行	協働	異なる主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせ活動すること。
	居宅介護等サービス	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行う。
	くき元気サービス	元気な高齢者等のボランティア（協力会員）が、支援の必要な高齢者等（利用会員）のちょっとした困りごとに対応することで、協力会員自身の健康維持につながる、地域支え合いの仕組みの構築を目的としている。協力会員への謝礼は、地元の商店で利用できる商品券で支払われるため商店街の活性化につながる。
	久喜市健康福祉推進委員会	久喜市総合福祉条例による健康福祉施策の推進を図るため設置。市長の諮問に応じ、本条例第9条による総合計画に関する事項について調査審議を行うとともに、健康福祉施策の推進に係る事項について市長に必要な意見を述べる。
	クッキープラザ	久喜駅西口駅前に所在するショッピングセンターの名称。
	ケアマネさろん	介護支援専門員同士の交流の場。



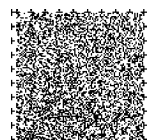
	用語	内容
か 行	ゲートキーパー	悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。特別な資格ではありません。
	健康増進計画	健康増進法の規定に基づき策定。「自分の健康は自分でつくる」ことを基本に、すべての市民が健康で元気に暮らせることを目指した健康づくりの目標とその実現のための方策を定めた計画。
	健康福祉サービス	市の健康福祉施策に基づき、市または事業者が実施する福祉、保険、医療等に関する役務、給付その他のサービスをいう。
	権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行う。
	高齢者福祉計画	老人福祉法の規定により、当該市域において確保すべき高齢者福祉事業の量と目標、そのための方策及び必要な事項を定めた計画。現在は、介護保険事業計画と一体的に作成することが位置づけられている。
	高齢者大学	市内に住所を有する60歳以上の方を対象に、久喜市生涯学習推進計画に基づき、実際生活に即した教養の向上を図り、趣味活動や社会参加による生きがいを高めることを目的として設置。修業年限は4年。
	子育てサロン	子育てをしているが親子が集う場。
	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条に基づいて、市の子ども・子育てに係る総合計画として策定された計画。
	子ども・子育て支援法	幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された子ども・子育て関連3法の1つ。(他2つは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)



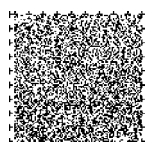
用 語		内 容
か 行	こどもレディース110 番の家	子どもや女性の安全を確保するため、通学時等に体調が悪くなったり不審者に追いかけられたりした場合に助けを求め避難してきた方を保護し、必要に応じて学校や避難者の家族に連絡したり、警察署に通報する。
	コミュニティ	地域をよりよくすることを目的として、地域及び多種多様な活動への参加を通じて形成された人と人とのつながり。（「久喜市自治基本条例」において定義）
	コミュニティソーシャル ワーカー	問題を抱えた人に対し、問題解決のため関係する様々な専門職や事業者、ボランティアなどとの連携を図り、総合的に支援する者。または適切な専門機関につなぐ者。
	コミュニティソーシャル ワーク	支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等の環境面を重視した援助を行う。地域を基盤とするサービスに結びつけ、新たなサービスを開発するほか、制度的な社会資源との関係を調整し、本人の力や市民同士の支え合いを大切にして問題発生を予防する視点を重視する支援方法。
	コミュニティ推進協議会	市内の自治会や各種団体で構成されたコミュニティ組織。
	コミュニケーション	地域や隣近所の方たちなどと、挨拶などの交流や対話、または意思の疎通を図る。



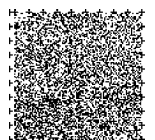
	用語	内容
さ 行	災害時要援護者	災害時に自力で避難することが困難な高齢者、障がい者、妊産婦、幼児及び日本語が堪能でない外国人のことをいう。
	災害時要援護者台帳	災害時要援護者として、あらかじめ地域の支援者等に対し、自身の個人情報を提供することに同意した方を登録した台帳。
	災害ボランティアセンター	災害が発生した場合に、久喜市地域防災計画に基づき市内外のボランティア活動を効果的・効率的に展開するために社協が立ち上げる支援・調整機関。
	埼玉葛北障害者生活支援センター	身体障がい、知的障がい、精神障がいに関する相談支援を行うため、幸手保健所管内の4市2町（久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町）が共同で委託している相談支援事業所。
	埼玉県障害のある人もない人も全ての方が安心して暮らしていける共生社会づくり条例	障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会の実現に寄与するための埼玉県の条例。
	埼玉県地域福祉支援計画	社会福祉法第108条の規定に基づき埼玉県が策定し、市町村が策定する「地域福祉計画」の達成を支援する。
	彩の国あんしんセーフティネット事業	生活困窮等の福祉課題に対応するために、埼玉県内の社会福祉法人が協働して、社会貢献活動として相談、支援する事業。
	歳末たすけあい募金	共同募金運動の一環として実施される住民相互のたすけあい募金。
	サポーター	指導ボランティア、活動ボランティア、下校ボランティアなどとして支援をする方。
自主防災組織	地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織。	



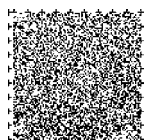
	用 語	内 容
さ 行	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき策定。次世代を担う子どもたちが健やかに成長し、安心して子どもを生み育てることができるように、本市のとるべき方向性を示した計画。平成26年度終了。
	シニア層	本計画では、概ね60歳以上の方。
	市民活動推進基金	市民がコミュニティを通して公共的課題を解決することを目的として行う自発的かつ自主的な市民活動を推進するための基金。
	市民後見人	社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民で、成年後見制度に関する一定の知識などを身に付けた第三者後見人の候補者。
	市民大学	市内に住所を有する30歳以上の方に対し、生涯学習推進計画に基づき、市民の生涯学習及びボランティア活動への理解を深め、もってまちづくりのリーダーとなる人材を育成するため設置。修業年限は2年。
	社会的孤立	家族や地域社会との交流が客観的にみて著しく乏しい状態。
	社会福祉法	P103（社会福祉法（抜粋））参照
	社協情報配信サービス	社協からのお知らせやボランティア情報等をメールで配信するサービス。
	社協・生活支援活動強化方針	地域における深刻な生活課題や孤立などの地域福祉の課題に応えるため、全国の社会福祉協議会活動の方向性と具体的な事業展開について示した行動計画。



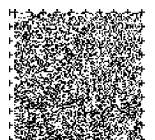
	用語	内容
さ 行	社協の出前講座	地域住民・団体等が主催する集会等に社協職員が出向き、社協事業の説明や専門知識・技能を活かした講義や実技を行う。
	生涯学習出前講座	この講座は、市民（10人以上の団体等）が、講座メニュー（市政・まちづくり・福祉等）の中から学びたいものを選んで申し込むと、市職員等が講師として会場に出向く、出前形式の講座。
	障がい者計画	障害者基本法に基づき定める計画であり、今後の障がい者施策について行政の各部門の取り組むべき施策の体系についても明らかにしたもので、個々の施策を計画的に進めていくための具体的な指針となるべき計画。
	障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」であり、平成25年6月26日に公布され、平成28年4月1日に施行。法律では、差別を解消するための措置として差別的取扱いの禁止（国・地方公共団体等・民間事業者：法的義務）や合理的配慮の不提供の禁止（国・地方公共団体等：法的義務／民間事業者：努力義務）及び差別を解消するための支援措置として啓発活動などが規定されている。
	障がい者支援施設	常に介護を必要とする人に、昼間、食事・排せつの介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する施設。



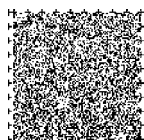
	用 語	内 容
さ 行	障害者総合支援法	平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と改め、平成25年4月から施行。法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げられた法律。
	障がい福祉計画	障害者総合支援法に定める計画であり、障がい者計画の実実施計画となるもので、現在の行財政環境の中で計画的かつ効率的に障がい者施策を展開していくための必要な事務事業を明確にし、その年次計画を示すもの。
	食育推進計画	すべての市民の皆様が「食」の重要性を認識し、「食」への感謝の念を持ち、「食」への取り組みを通じて、いきいきと暮らせるまちづくりを目指した計画。
	小地域福祉活動	住みなれた身近な地域で、近隣の地域住民同士や福祉関係者等と共に進める福祉活動。
	自立相談支援事業	生活困窮者（世帯）が抱える複合的な課題に包括的、継続的に相談支援を行い、自立に向けて支援する事業。
	スキルアップ	仕事などで必要な技能や技術を身につけること。
	生活困窮者	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方や、社会的な孤立など、様々な要因により生活しづらい方。
	生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした法律。



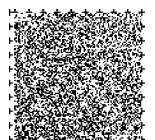
用語		内容
さ 行	生活支援コーディネーター	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。
	生活支援サービス	P41（※地域包括ケアシステムとは）参照
	成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断能力を補い保護支援する制度。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、その利用が困難な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する事業を行うことで、高齢者等の自己決定の尊重及び権利の擁護を図ることを目的としている。
	専門機関	市内の福祉に携わる専門職（行政、居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所、障がい者支援施設、病院、NPO、薬局、社協等）の機関。
	総合振興計画	10年間の本市の進むべき方向性を示す市政運営の指針として、市民参加と協働を念頭に、本市の均衡ある発展と一体性を速やかに確立し、持続可能な発展が図れるよう将来を見据えた堅実な財政運営を目指す計画。
	総合福祉条例	すべての市民が、安心して快適な生活を営むことができるよう、市、市民及び事業者の責務を明文化し、健康及び福祉についての基本的な事項を定めた条例。



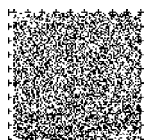
用 語		内 容
た 行	多様な主体	地域に存在する様々な人的資源。例として、地域住民や行政区、自治会、民生委員・児童委員などはもとより、家族会等の当事者団体、個人のボランティアやボランティア団体、NPO等。
	地域アセスメント	地域資源や地域情報、地域課題を把握、分析、評価する手法。
	地域ケア会議	市の担当課や地域包括支援センター、介護・福祉サービス事業者、医療機関等の専門職及び民生委員・児童委員をはじめ地域福祉活動実践者等が参加して、個別ケースのよりよい支援や地域課題の解決を目的に事例検討などを行う関係者会議。また、情報の共有や意見交換の機会を通じて、関係機関や支援者間の連携を進め、地域のネットワークの構築を図ることも重要な役割となっている。
	地域子育て支援センター	子育て家庭の育児支援を図るための施設。
	地域の福祉化	地域住民が互いに支え合う福祉活動を強めることで、安心して暮らせる地域社会を築こうという動き。福祉コミュニティづくり。
	地域福祉活動計画策定推進会議	P109（社会福祉法人久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定推進会議設置要綱）参照
	地域防災計画	災害対策基本法に基づき、久喜市の地域に係る災害について災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の対応策について定め、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減し、もって市民の誰もが安全で安心して暮らすことのできる「災害に強いまちづくり」の推進に資する。



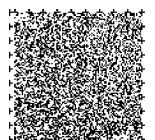
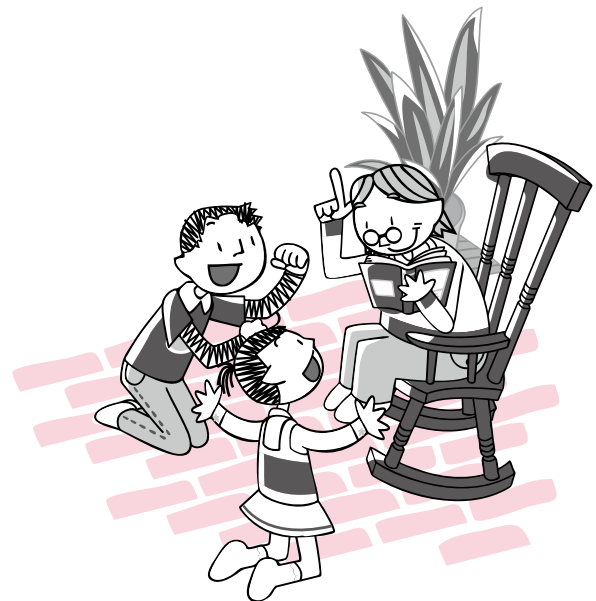
	用語	内容
た 行	地域包括ケアシステム	P41（※地域包括ケアシステムとは）参照
	地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた高齢者の総合相談窓口。市内には、地域包括支援センターが5か所設置され、社会福祉士等、保健師等、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。
	地区あったか会議	身近な地域における福祉課題を、住民や地域関係者・団体が共に考え地域で解決できるように導くために設置する組織。
	地区コミュニティ協議会	コミュニティ協議会のうち、概ね小学校通学区を範囲として組織されたコミュニティ組織。
	デマンド交通	市で運行するデマンド交通は、決まった時間に決まったルートで運行する路線バスや、自由な時間に自由な場所で乗降ができるタクシーとは異なり、あらかじめ利用登録をした方が、電話などの予約により、自宅等から目的地（乗降ポイント）、目的地（乗降ポイント）から自宅等まで、乗り合いにより移動する運行形態のもの。
な 行	ニーズ	本人や家族が援助して欲しいと望んでいるものや、生活上等で困っているもの。また、専門的な見地から援助が必要と思われるもの。
	日常生活自立支援事業	生活していくうえで、一人で判断することに不安のある高齢者や知的障がい・精神障がいのある方等を対象に、定期的に訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要なお金の出し入れなどの支援を行う。
	認知症ケアパス	認知症の進み具合や状態に応じて受けることのできる医療・介護・福祉サービスなどを一体的に説明したもの。



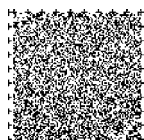
用 語		内 容
な 行	認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を支える「認知症サポーター」を養成する講座。
	ネットワーク	本計画では、人間関係の広がりとして、情報や資産をお互いに共有しあう体制などとする。
	ノーマライゼーション	障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。
	ノンステップバス	車両の一部分あるいは全体について、床の高さを下げ、床面までのステップをなくしたバス。歩道をかさ上げすることにより、ほぼ平面移動でバスに乗降可能となる。
は 行	はつらつ運動教室	介護予防のための運動教室。
	はつらつリーダー	介護予防のための運動を高齢者に指導するボランティアリーダー。
	バリアフリー	公共の建築物や道路、個人の住宅等において、段差の解消や手すりの設置等、高齢者や障がい者の利用にも配慮した設計にすることをいう。また、障がい者等に対する差別意識や情報等の障壁を取り除くこともバリアフリーと捉える。
	福祉委員	社協と住民とのパイプ役として、地域を見守り、身近な福祉課題を発見し、相談窓口につなぐ役割を持った住民。社協が委嘱する。
	福祉オンブズパーソン	市または事業者が実施する健康福祉サービスに関する苦情等を公平かつ中立な立場で迅速かつ適切に処理することにより、市民の権利及び利益を擁護し、健康福祉サービスに対する市民の信頼を高め、健康福祉サービスの一層の充実を図ることを目的として設置。



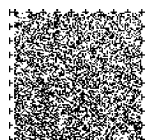
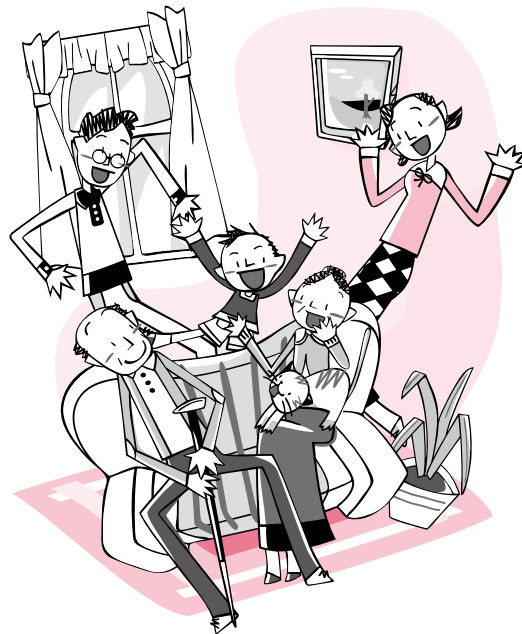
	用語	内容
は 行	福祉基金	社会福祉事業に充てるため、基金設置の趣旨に賛同する個人及び各種団体からの寄付金・補助金及び事業収益を、目標額を定めて積み立てたもの。
	福祉避難所	災害発生時に高齢者・障がい者・妊産婦など、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする方を受け入れる避難施設。
	福祉なんでも相談	相談に来所できない方や、電話のほうが相談しやすい方などに対して、専用の電話回線により社会福祉士等の専門職が福祉全般の相談を受ける。
	福祉有償運送	要介護者や身体障がい者等の方が、単独では公共交通手段の利用が難しい場合にNPO法人や社会福祉法人等が実費の範囲内の対価により行う輸送サービス。
	フードバンク	「食料銀行」を意味する社会福祉活動。食品製造業者や卸店・輸入業者等から寄付された食品を支援が必要な方や施設等に届ける活動。市内においても活動団体と連携して支援をしている。
	ふれあい・いきいきサロン	身近な地域で誰もが気軽に集まり、自由な活動を通して孤立防止や仲間づくり・交流等を行う場所。
	ふれあい食事サービス	ひとり暮らし高齢者等の孤立感の解消や安否確認、交流の機会をつくるため、ボランティアと協働して行う配食や会食型サービスを提供する。

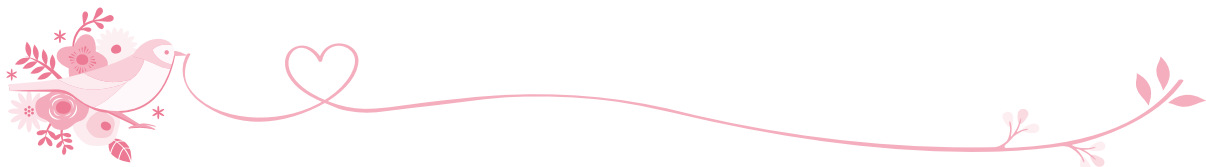


用 語		内 容
は 行	ふれあい電話サービス	ひとり暮らしや介護者など、話をする機会が少ない方や孤独になりがちな方に、ボランティアが電話をかけ、日常生活のことや心配ごと、悩みなどを聞き、必要に応じ直接訪問や関係機関と連携して支援にあたる。
	放課後子ども教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する。
	法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が、成年後見人等になること。
	ボランティアセンター	ボランティア活動を支援するために設置されている機関。ボランティア参加の啓発やきっかけづくり・活動の支援や基盤整備のほか、プログラムの開発やボランティア相談機能がある。
ま 行	民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、各市町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めると規定されている。
や 行	ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能になるように配慮されたデザインや設計。
	養育支援訪問事業	子育てに不安を抱えていたり、様々な理由で子どもの養育に支援を必要としている家庭を対象に、児童ケースワーカーや保健師、助産師、ホームヘルパー等が訪問し支援や相談等を行う。



用語		内容
や 行	要保護児童対策地域協議会	児童虐待などで保護を要する児童、養育支援が必要な児童や保護者に対し、関係する複数の機関で援助を行うため、児童福祉法に定められている「子どもを守る地域ネットワーク」。
	要援護者見守り支援事業	市及び関係機関が相互に連携し、平常時から要援護者の生活を見守り、災害時には地域の中で要援護者の生活を支援することができるよう、災害時要援護者台帳の整備を進め、地域の支援団体（区長会、民生委員・児童委員、自主防災組織）に提供している。 要援護者が住みなれた地域で安心した生活を継続できるまちづくりを推進することを目的としている。
ら 行	老老介護	高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦、親子、兄弟などがそれぞれ介護者・被介護者となる場合を指す。
わ 行	ワークショップ	参加者がプログラムの中で積極的にいろいろな役割を体験しながら主体的に学習していく社会福祉援助技術。





久喜市地域福祉計画・久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画

平成29年3月発行

【発行】 久喜市／社会福祉法人久喜市社会福祉協議会

【編集】 久喜市福祉部社会福祉課

〒346-8501 久喜市下早見85-3

電 話 0480-22-1111 (代)

F A X 0480-22-3319

E-mail shakaifukushi@city.kuki.lg.jp

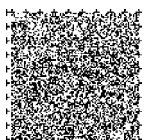
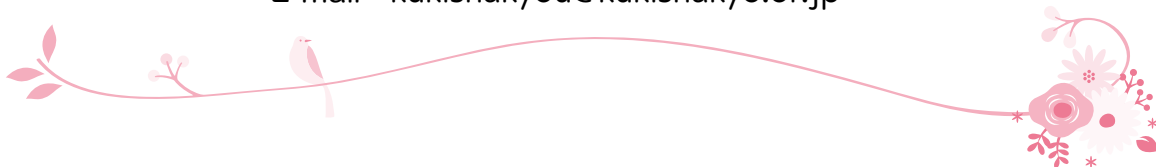
社会福祉法人久喜市社会福祉協議会

〒346-0011 久喜市青毛753-1

電 話 0480-23-2526

F A X 0480-24-1761

E-mail kukishakyou@kukishakyo.or.jp



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に
基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適正の表示

この印刷物は A ランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。